

# 石川県公報

令和6年3月14日(木曜日)

号 外

(第14号)

## 目 次

条 例  
○石川県議会委員会条例の一部を改正する条例  
(議会事務局) 1

## 条 例

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第二十七号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例(昭和三十二年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表総務企画県民委員会の項中「総務企画県民委員会」を「総務復興企画委員会」に改め、「総務部」の下に「能登半島地震復旧・復興推進部」を加え、「県民文化スポーツ部」を削り、同項の次に次のように加える。

文化商工公安委員会	十人	文化観光スポーツ部、商工労働部、公安委員会及び労働委員会の所管に属する事項並びにこれに関連する事項
-----------	----	---------------------------------------------------

第二条の表商工観光公安委員会の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の石川県議会委員会条例(以下「旧条例」という)の規定による総務企画県民委員会及び商工観光公安委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、この条例の施行の日、改正後の石川県議会委員会条例(以下「新条例」という)の規定による総務復興企画委員会及び文化商工公安委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、石川県議会委員会条例第二条の二第一項の規定にかかわらず、旧条例の規定による総務企画県民委員会及び商工観光公安委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定による常任委員会に付議されている事件は、この条例の施行の日、新条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

